

●香川県告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成20年3月12日から編入する旨、さぬき市長から届出があった。

平成20年3月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

さぬき市寒川町石田東字中尾	さぬき市寒川町石田東字大角甲1230の2
	さぬき市寒川町石田東字加藤甲2047の29の一部
さぬき市寒川町石田東字加藤	さぬき市寒川町石田東字中尾甲2122の3の一部、甲2124の7、甲2147の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに字加藤甲2047の29に隣接する字中尾の水路である市有地の一部